

令和 8 年 7 月 2 4 日

令和 7 年度 特別の教育課程の実施状況等について

岐阜県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
多治見市立笠原小学校（外 校）	多治見市教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
多治見市立笠原小学校	http://school.city.tajimi.lg.jp/c-kasahara/?page_id=108

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
多治見市立笠原小学校	http://school.city.tajimi.lg.jp/c-kasahara/?page_id=108	http://school.city.tajimi.lg.jp/c-kasahara/?page_id=108

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ☒ 計画通り実施できている
 - ☐ 一部、計画通り実施できていない
 - ☐ ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

当该校ではALTが2名常勤しており、担任との綿密な打合せを十分に行って授業ができています。また、経験豊富でアイデアのあるALT及び、ネイティブスピーカーと担任の連携により、日々の英語教育の充実が図られている。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ☒ 実施している
 - ☐ 実施していない

＜特記事項＞

◎英語の授業は楽しく、自分のためになっている

「そう思う」50.5%「どちらかといえばそう思う」28.7%であり、肯定的な評価は合計79.2%となった。高い水準を維持しているものの、肯定的な評価の割合には経年で低下傾向が見られる。一方、「どちらかといえばそう思わない」15.8%「そう思わない」5%と、否定的な評価は合計20.8%となった。

今後は、授業で扱う言語材料を見直すとともに、伝え合う内容を重視した言語活動の充実を図ることで、英語によるコミュニケーションの楽しさを実感できる授業づくりを推進していく。

◎英検 Jr. の結果から

日頃からALTとの英語による会話活動に継続的に取り組んできたことから、問いかけの意図を理解し、適切に応答することができる児童が多く見られる。

また、1年生から英語の授業で様々な語句に繰り返し触れてきたことにより、日常的な場面で用いる基本的な語彙の定着が見られる。

また、保護者の評価は以下のようにになっている。

◎子どもは英語の授業を楽しんでいる

「そう思う」51.6%「どちらかといえばそう思う」31.7%と、肯定的な評価は合計83.3%という高い評価になった。一方「どちらかといえばそう思わない」13.0%「そう思わない」3.7%と、否定的な評価は合計16.7%となった。この結果から、保護者は、子どもが英語の授業を楽しんでいると感じ、意欲的に学習に取り組んでいる様子を肯定的に捉えていることがうかがえる。今後も、児童生徒が英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感できる授業づくりを推進し、コミュニケーション能力の素地及び基礎となる資質・能力の育成を図っていく。

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別的教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

当校は、「一人一人を大切に作る学校」を経営方針として「自立 共生 創造」の教育目標の具現を目指している。社会が大きく変革する中、「夢をもち、仲間とともに未来を切り拓く、たくましく生き抜く子」を育成するためには、児童一人一人に確かな自己肯定感・自己有用感を実感させることが最重要であるととらえ、実践している。

また、研究主題を「生き生きとコミュニケーションを図る児童を育てる指導の工夫～笠原型コンテンツ・ベイストの手法を用いた授業づくりと適切な評価の在り方～」とし、研究推進に取り組んできた。笠原型コンテンツ・ベイストとは「伝え合う内容を重視し、問題解決的な活動により、伝え合う必然を生み出す」指導方法を探究するものであり、「問題解決的な活動により、『聞く・話す・読む・書く』必然を生み出す

とともに、コミュニケーションへの意欲を高める目的・場面・状況の設定」「児童の意欲、関心が高い学習事項を生かした題材」「驚きや発見、気づきの生まれる伝え合う値打ちの高い内容」という3点から児童の育成を図っている。

また、令和7年度より文部科学省「人権教育総合推進地域事業」の指定を受け、外国人の人権を軸とした人権教育の充実を図っている。対話的な活動を通して、他者との共通点や相違点への理解を深めるとともに、相手の立場に立ったコミュニケーションの重要性を学ぶ機会の充実につながっており、人権意識の醸成において一定の成果が見られている。

（2）学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

小学校低学年から、全学年を通して系統的に教科（「外国語科」）としての外国語の学習を実施することにより、小学校における外国語教育の一層の充実を図ることができる。その中で、児童一人一人のコミュニケーション能力を伸ばすとともに自国や外国の文化の理解を広げ、深める事を通して、将来、国際的な活動に参加できる資質・能力を育むことができる。このことは、教育基本法第2条第2号、同条第5号及び学校教育法第21条第3号に掲げる教育の目標に関する規定に適合している。

5. 課題の改善のための取組の方向性

当校は、令和8年度より義務教育学校として開校している。今後は、義務教育学校卒業時に目指す生徒の姿を明確にし、9年間を見通した系統的・発展的な学びの実現に向け、各学年段階における学習内容や指導の在り方を見直すとともに、教育課程の再構築を進める。

また、義務教育学校の特色を生かし、前期課程と後期課程の児童生徒による異学年交流や、授業以外に英語を活用する場を計画的に設定することで、児童生徒が主体的に英語学習に取り組むことができる教育環境の充実を図る。さらに、英語教育と人権教育を関連付けた教育活動の充実を図ることにより、他者を尊重する態度や豊かな人権感覚を育むとともに、コミュニケーション能力を身に付けた児童生徒の育成を目指す。